

この国に懸けるものはあるのか！

2024年12月 飯嶋博光

1 はじめに

「この国ときたら賭けるものなどないさ だからこうして漂うだけ」

これは、1973年に吉田拓郎が発表した「落陽」の歌詞である。当時は70安保に敗れ、反戦青年委員会運動も衰退していった頃である。しかし街頭政治闘争は敗北したが、職場課題を巡った運動に高揚していった時代でもあった。そんな時代に「賭けるものなどないさ」と歌ったわけだが、半世紀を経過した今日、我が国はより醜く薄汚れた「この国」になっている。例えば、民主主義の基本システムの一つである選挙制度である。4月の衆議院東京15区補選のつばさの党による選挙妨害、七夕選挙となった都知事選挙の「NHKから国民を守る党」（以下N党）による大量立候補による選挙掲示板ジャック、11月の兵庫知事選によるN党立花による「斎藤は悪くない。県会議員とマスコミが協力して知事をいじめるデマを拡散した」などと一方的な街頭宣伝が行われた。これらは、憲法で保障された「表現の自由、政治活動の自由」を根拠にヘイトスピーチ、いやがらせ、選挙妨害の何でもありの無軌道ぶりである。

選挙とは国民、住民が首長や代表を選ぶことである。問題は、当選の意志なき者が応援のために立候補することはありえないことは自明であるが立花は、当選意志のないことを明確にして立候補し政治活動として斎藤の応援を展開したことである。許されることではない。

そんな中で安倍・菅・岸田と続いた「安倍一強時代」は、10月27日に行われた衆議院選挙で与党の過半数割れとなった。その原因は、「政治と金」「旧統一教会問題」を契機とした政治腐敗に対する国民の怒りである。この怒りを一時的なものに終わられてはならない。

そのため、小泉から始まり、安倍を頂点とする「強権政治」の具体的事例としてふるさと納税を検証し、強権政治を終焉させなければならない。

2 行政の抵抗を蹴散らしたふるさと納税の誕生と拡大

1) 菅は、ふるさと納税を導入・拡大させるために二人の総務省の局長を左遷した。1人は2020年1月発売の週刊文春で「菅長官、ふるさと納税はやっぱり間違いです」と実名告白した平嶋自治税務局長である。その後の新聞などの証言を下に菅の邪悪な強権ぶりを再度紹介する。

2008年4月に改正地方税法が成立し、ふるさと納税はスタートした。だが、制度そのものが欺瞞に満ちたものであった。その当時、総務省の自治税務局長は河野栄氏であった。制度の創設を指示された河野は、「納税者が自分勝手に税金の使い道を決めれば、利益を受けられる部分だけに税金を納めることになりかねない。それは税制として間違っている」と菅総務大臣に指摘した。しかし強い菅の指示の下でやむなく苦肉の策として、「税制そのものではなく、寄付金をいじればできるんじゃないか」と考えた。でも菅は納税という言葉にこだわった。平嶋によると、「それで菅さんは河野さんがずっと抵抗し続けたと思ってきたのでしょ」「菅さんは役人から『理屈はこうなっている』と説明されるのは嫌いな人なんです」「河野さんは優秀な人で次の人事で自治財政局長、さらに次官と駆け上がるはずだった。ところが、自治財政局長になれずに、結局消防庁長官で終わってしまった。これも菅さんの人事だと言われています」と証言している。

2) ふるさと納税は菅の看板政策であったが、さっぱり振るわなかった。寄付が増えたきっかけは2011年の東日本大震災であった。震災復興支援の地元産品に人気が出て、そこに便乗した全国の自治体が高額返礼品をPRし始めた。すると、2010年に67億円だった寄付金総額が、一挙に650億円近くに跳ね上がった。

3) 2012年12月、第二次安倍政権で官房長官になった菅は、さらに寄付を増やすべくそ

の方策として寄付金控除の上限の倍増とワンストップ特例制度を総務省に求めた。

この時の自治税務局長が、平嶋であった。平嶋は、当時の高市早苗総務大臣にも断って、菅に対し14年春先から「高額所得者による返礼品目当てのふるさと納税は問題です。法令上の規制を導入すべきです」と説明してきたが聞き入れられなかった。そこで11月になって、「さすがに菅さんも分かってもらえるだろう」とある本をもって直談判をした。その本とは、「100%得をする ふるさと納税生活」(扶桑社刊・金森重樹著)である。本には、「僕の場合は年額600万円までふるさと納税してもいい。599万8000円の全国のお取り寄せグルメが取り放題『これマジで生活できちゃうじゃない…』やらなきや損」と書いてある。平嶋は本のコピーを広げながら、「私としては、『国民に消費税の引き上げをお願いしておきながら、逆に高額納税者の節税対策みたいな枠を広げるつもりですか?』という気持ちでした。実際、それに近いことを口走ってしまいました。でも菅さんは『俺の意図に伝えてくれ、本当に地元貢献したいと寄付してくれる人を俺は何人も知っている。こんな奴ばかりじゃない』というばかり、これはダメだなと思いました」

4) 14年12月5日、内閣官房長官執務室で最終的な会議が行われた。平嶋は返礼品を問題視し、何らかの制限をすべきだと主張した。しかし菅は、「(制限は)通知だけでいいんじゃないの?総務省が通知を出せば、みんな言うことを聞くだろう」と制限など眼中にない。それよりふるさと納税全体の総額を増やせ、とばかりに「控除の上限を二倍にしろ」という。平嶋は、「上限を引き上げれば、当然返礼品競争がエスカレートする」と応酬。議論は平行線をたどる。菅は、「手数料を2,000円取っているだろう」と2,000円の基礎控除もなくせと迫った。平嶋は、「すると、寄付金制度全体を見直さなければなりません。難しいです」と辛うじてそこは踏ん張った。菅の要求はもう一つ、税金の還付手続きで確定申告を不要とする「ワンストップ特例」の創設であった。渋々ながら総務省もそれらを進めることになり、菅も納得したかに見えた。

年が明けると高市大臣から、「官房長官と何があったのよ。謝りに行っておいでよ」と心配してくれた。でも許してもらえない空気ではありませんし、何よりそこまでしたくないのでそのままにした。そして夏の人事で、自治大学校長に異動となりました。かなり異例の人事なので、挨拶に行った先々でOBや先輩たちからは、「本当は自治行政局長になるはずだったのに」と言われた。高市総務大臣からは、自治大学校長になる辞令交付式の際、皆の前で「はよ、戻ってきいや」と関西弁で励まされました。そのあと「あんたからもらった資料をお守り代わりに持っている」とメールまでいただいた。結局、役所に戻ることはありませんでしたが、悔いはありません。ただ、ふるさと納税に携わってきた役人として、何があったのか、そこだけは明らかにする義務がある。今もそう思っています。と平嶋は述べている。

当時、菅官房長官は、平嶋の人事について、「法令に従い、適材適所で行われていると承知している」と応えるのみであった。

3 税理論と法令無視のふるさと納税

1) ふるさと納税は、「ふるさとやお世話になった地域や応援したい地域に貢献したい」という納税者の思いを実現するために、納税者が支払地を選択できる制度として考えられた。しかし、総務省の制度を設計した「ふるさと納税研究会」の報告書(2007年10月)で「税とは相いれない」と整理された。即ち「租税は、国や地方団体が私的部門で生産された国民・住民の富の一部を公共サービスの資金の調達のために、強制的に国家・地方団体の手に移す手段である。その裏付けとなる租税法は、多数の納税義務者の財産権に関わり、納税者相互間の公平の維持が必要なことから、個々人の意思に関わらず画一的に取り扱わなければならない強行法の性質を持っている。このような租税の強制性に照らせば、納税者の意思により「税」の納付先を任意に選べる仕組みは、強制性を本質とする『税』とは相容れないものである。主要先進国においても、このような税制を有する国は見当たらない。」

やむなく便法として、寄付控除を活用したのである。そして、「高い公共性がある」と認定することで寄付額から二千元を差引いた全額を戻すという特例控除制度として創設されたものである。「税を原資として寄付を誘導する」ことで実質的に税を移動させるというペテン師的手法が用いられたのである。その手口は、寄付は本来、無償の行為であるがその高邁な志と公共性に対して、報い、奨励するために税の控除制度がある。この控除制度が、問題を深刻にさせたのである。即ち、寄付の頻度や額も多くなかったことから、地方交付税の算定上、寄付金は、基準財政収入額には入れず、住民税控除の減少分も不交付団体を除き75%は地方交付税で補填する制度になっている。この運用をそのままふるさと納税に適用したのである。問題は、他の寄付に伴う税控除は4割程度であるが、税の移転を目的としたため「高い公共性」と強調して、2千元を除く全額を控除するというバカげた設計にしたことである。だが当初の実績は伸びなかった。しかし、東北大震災に対する寄付が集まりお礼の返礼品が出始め、ポータルサイトの登場とともに返礼品競争を生み、ふるさと納税制度が税の主導する格安ウェブ通販として巨大化していった。しかし、何の検証も有効な対応もなく、とりわけ地方交付税制度の矛盾を生み、税理論の崩壊を招いたのである。

2) 地方税の大きな原則は、自治体から提供される様々な公共サービスの受益に応じて負担する(応益主義)。負担は、地域社会の会費として分かち合う(負担分任主義)、能力に応じて負担する(応能主義)などがある。しかし、ふるさと納税によって、その原則が大きく歪められている。

菅は、前述したように2015年から、寄付金控除の上限の倍増とワンストップ特例制度を強行させた。ごまかしとペテンのふるさと納税制度であるが、この二点についてはPT報告の中で、寄付控除額の上限については、「個人住民税における納税者間の公平の観点にも配慮し個人住民税所得割の税額の1割の上限を設ける」。ワンストップ特例制度については、「ふるさと納税制度を構築するにあたっては、国と地方団体がそれぞれの責任に応じて一定の役割を果たす事とし、所得税と個人住民税双方を対象とする仕組みとすることは適当である」との提言に基づき制度化されたものである。

菅は、納税者間の公平、国の責任をかなぐり捨てて制度変更を強行し、抵抗した平嶋自治税務局長を左遷したのである。

と言うより、ふるさと納税の導入の目的は、「ふるさとやお世話になった地域や応援したい地域に貢献したい」という納税者の思いを実現するためとされているが菅の目的は違っていた。それは、小泉から始まった「官から民へ」「国から地方に」のスローガンの下、構造改革を進め国の負担をいかに軽減するかの新自由主義の政策＝「小さな政府」が展開された。菅は地方が地方税を奪い合い、国の財政負担を軽減させる仕組みと考えたのである。その意味では、総務省の抵抗で寄付制度に変えられたが、2015年の制度変更こそが菅の当初からの意図したものである。

しかし、菅のやったことは明確に地方財政法違反である。地方財政法第二条は、地方財政運営の基本として「地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやくも国の政策に反し、または国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような行為を行ってはならない」「国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやくもその自律性を損ない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」と規定している。

ふるさと納税は寄付金控除制度であり、寄付者の居住自治体の財政を毀損する性格を持っている。その水準は、すでに許容の範囲を大幅に超えている。総務省は、地方の財政調整機能を司る組織である。地方財政法の趣旨と現状を冷静に検討すべきである。しかし総務省は、二度に亘る自治税務局長の左遷で、組織の抵抗を武装解除させられている。

4 手ぬるい総務省の制度規制 ポータル・サイト規制の後手対応

1) 総務省はこれまで返礼品競争が過熱化することに対し、ふるさと納税の適正化を目指し

2015年から4年連続で「制度の趣旨に沿った責任と良識ある対応」を要請し、「①商品券、電子マネー、ポイント、マイルなどの金銭類似性の高いもの、②電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車などの資産性の高いものは返礼品としない」ように大臣通知を出していた。その後も、①返礼品は地場産品とする。②返礼品の返礼割合は寄付額の3割以内とする。③ポータルサイト(以下PSと表示)の手数料や受領の発行費用なども含め経費総額は寄付金の5割以内とする。などの規制をしてきた。

そうした中でいつの間にか、地場産品ならば金銭類似性の高いものや資産性の高いものでも良くなってきた。インターネットで、返礼品の高いものを調べると、まさに高額所得者の節税対策対応の返礼品である。例えば最高額の返礼品は、寄付額3億円の群馬県伊勢崎市の多目的防災シェルターである。返礼比率3割とすれば9千万円の商品である。9千万円の商品が実質2千円で手にすることができ2.99998億円が節税となる。公序良俗に反している。この他にも、真空アンプ、ダイヤモンドジュエリー、競走馬の引退後の余生支援、日本刀、盆栽など1億円を超す返礼品が続々ある。このような事態を放置しているのは、総務省が返礼品競争を追認加担しているものであると言える。まさに総務省の自らの「責任と良識ある対応」が問われている。

2) そんな総務省が6月25日、「2025年10月から寄付者に独自のポイントを付与するPS等を通じた寄付の募集を禁止する」と発表した。これに対し、楽天の三木谷は、「当社のポイントは、当社が負担している。民間原資のポイントまで規制するのはおかしい」「小さな自治体が自助努力で財源を確保しようとして、一般の方が楽しみにしている、創意工夫、地方に恩返しという思いをぶち壊そうとしている。断固反対する。傲慢すぎる」と6月28日から自社サイトで総務省告示への反対のオンライン署名を募り始めた。

これに対して松本前総務大臣は、「ポイントの規制にあたっては、事業者にも説明し、システムの改修が必要と言うことで一定期間を取り来年10月からとした。制度の適正化に向け理解をお願いする」とした。やる気の疑われるなんとも悠長な対応である。

3) ふるさと納税が1兆円を超す規模に拡大したのは、あげて菅による税理論を無視した強権発動と、PSによる格安ネット通販化による返礼品競争である。その醜悪な事例は、泉佐野市である。2018年の市の受入額は、497億円であった。これは全国の寄付金総額の一割弱であり、市の一般予算額の96%、市税の2.38倍の規模である。これは、泉佐野市が返礼品競争の過熱化に対して出した総務大臣通知を承知の上で「これはあくまで技術的助言に過ぎない」として無視をし、寄附者のニーズに応えるために全国の産品をそろえ、アマゾンギフト券を加えて返礼率が最大70%の「還元キャンペーン」を行って2017年から3年連続日本一になったのである。

これを支えたのが「ふるさとチョイス」である。泉佐野市の現在は、自前のサイトを含め17のサイトを使っているが、当初はふるさとチョイスだけであった。サイトに載せれば寄付が集まりだした。「日本一になれば、手数料はゼロにする」との密約もあったようである。

チョイスの後には菅がいる絶対的な一強体制の中でチョイスのピーク時の取扱量は、全国の寄付金総額の7~8割に達した。どこの自治体もチョイスのサイトのいい場所に返礼品を載せてもらおうと争った。

PSは現在、税の誘導する甘い蜜を求めて21社に拡大している。その後発のPSが、他のサイトとの差別化を考えたのが、返礼品3割の厳格化で自治体ができなくなったポイントやコインの付加価値をつけることである。かつては老舗のふるさとチョイス一強体制であったが現在は楽天がシェアのトップになっている。以下、さとふる、ふるさとチョイス、ふるなびが「四大サイト」で、全体のシェアの90%を占めている。

4) 楽天の三木谷は、「ポイントは、当社が負担している。民間原資のポイントまで規制するのはおかしい」と主張しているが、PSは10%強の取扱手数料を自治体から取っている。民間原資と言っているが、確かに、楽天はウェブ通販、携帯電話、トラベル等様々な分野で利益を上げている。しかし金に色はついていない。利益の中でふるさと納税を巡る利益も率は低くとも入っている。また、「小さな自治体が自助努力で財源を確保しようとして、

一般の方が楽しみにしている、創意工夫、地方に恩返しという思いをぶち壊そうとしている」と主張しているが、これはN党立花の同じ「正義を騙る無頼漢」の主張である。小さな自治体でも人気のある返礼品が準備できないところは、寄付が集まらないし、大きな自治体では、住民税が流出して、住民サービスが縮小停滞しているのである。「一般の人が楽しみにしている」としているが、返礼品競争にポイントの付加価値をつけて還元率を高めて自己のサイトの誘導しようとしたのはPS自身ではないか。三木谷の主張は、「お得感」の強いふるさと納税を通じて、寄附者を楽天のポイント経済圏に顧客として取り込みを狙い、既に楽天カードの会員であれば会員の「お得感」を守ろうとする「私利私益」であり、「公益」をめざすものではない。求められているのは企業の社会的責任である。公益に貢献していると主張するのならば、まずシェアのトップである楽天が手数料の引き下げる範を示すべきである。

ふるさと納税は、地方自治体の行政サービスの受益と負担の税理論を無視して強行された。もたらされた現実、制度の勝ち組と負け組による格差の拡大である。楽天は、利益至上主義で「総務省は傲慢すぎる」と主張しているが、これは天に唾するものであると自覚すべきである。

5) 総務省は、もう一つ「2024年10月から民間事業者等が行う返礼品などを協調した宣伝広告も禁止事項である旨を明確にする」としている。ふるさと納税を巡っては、12月が募集年度の最終月である。これから姦しいテレビCMに悩まされるが、昨今のCMでいただけないのは、平成の大横綱と言われる貴乃花の「ふるなび」のCMである。最大50%還元するシステムは、ふるなびコインを貯めて、アマゾンギフト券、PayPay、dポイント、楽天ポイントに交換できるというものである。貴乃花による腹話術の50%連呼は、大相撲の横綱の品位を歪める不快なCMである。また「さとふる」も12月の駆け込み需要を狙って「最大57%」のポイント付与のCMを流し出した。

総務省は、返礼品などを協調した宣伝広告も「禁止事項である旨を明確にする」としている。総務省は、既に2019年の告示第179号でふるさと納税の募集の適正基準の中で「ハ、返礼品などを強調した寄附者を誘引するための宣伝広告」は禁止規定としたが、ポータルサイトなどによるポイント付与に係る競争が過熱し、返礼品などを強調した宣伝広告を実施している今年10月からは、寄附者を誘引するための宣伝広告は禁止と再度明確にしたと説明している。

しかし今や、自治体の返礼品に加えてPSのポイント付与の還元率を計算して寄付するのは寄附者の常識となっている。この付加価値を高め寄付を誘導する非常識を規制の権限があるにもかかわらず、10月以降も「ふるなび」のCMは続いている。総務省はこの5年間、口先だけでCMを規制した事はなく「やってる感」を演出しているだけである。ここに、菅に対する総務省の付度、トラウマが窺われる。

5 強権政治の力の源泉は、官邸官僚組織である！

総務省が菅に対して付度するのは、二人の局長を左遷されたことばかりでない。菅を頂点とした官邸官僚組織の力に対してである。例えば、小池知事が都の参与に登用した今井直哉首相秘書官、菅の懐刀と言われた和泉洋人首相補佐官、元警察官僚の杉田和博官房副長官などである。とりわけ杉田は、「諜報のプロ」として内閣情報官や内閣危機管理監を経て2012年安倍内閣で官房副長官なり、21年の退任まで3205日の最長記録を誇った。

官房副長官は、各省庁間の調整を図る次官連絡会議を運営し、2017年からは中央省庁の幹部異動を一元管理する内閣人事局長を兼務して各省庁に睨みを利かせていた。在任中の前川文部科学事務次官の「新宿出会い系バー出入り」問題や日本学術会議の任命拒否問題に深く関与していると言われている。

その官邸強権政治の一端が裁判で認定されたのが黒川裁判である。

2020年1月、安倍内閣は検察庁の業務遂行上の必要性を理由に東京高検検事長の黒川弘務の定年を半年延長するとして閣議決定を行った。黒川は、2012年12月に第二次安部政

権が発足したが、法務省の官房長として3年10ヶ月、事務次官として2年4ヶ月合わせて6年以上安倍政権を支えてきた。この間に、小淵優子経済産業大臣のパソコン・ドリル破壊事件、甘利明経済財政政策特命大臣の事務所不正経理事件、森友、加計、さくらと不祥事が相次いだ。政権中枢や議員本人には捜査は届かなかった。「安倍政権の守護神」といわれた所以である。

この定年延長は、2019年の参議院選挙後に現職の河井法務大臣が辞任する「選挙買収事件」が起き、事件を捜査させたくない官邸が、守護神黒川を検事総長にして官邸の意向を行使するのが目的だったと言われている。しかし黒川は、5月に「賭け麻雀」が週刊誌で報じられ辞任に追い込まれた。官邸の思惑は頓挫したのである。

この邪悪な辞任をめぐる、神戸学院大学の上脇博之教授が、経緯を正確に検証できる公文書開示するように求め裁判を起こした。国は、「法解釈の変更を示す文書は存在するが、黒川元検事長の定年延長のために作成したものではない」と主張した。しかし、今年6月27日の大阪地方裁判所は、「法解釈の変更は、元検事長の定年退官に間に合うように短期間で進められたと考えるほかなく、全国の検察庁に周知されなかったことなど、合理的に考えれば、元検事長の定年延長を目的としたものと考えざるを得ない」と指摘し、元検事長の定年延長について法務省内で協議や検討した文書の開示を命じた。

この判決の控訴期限は7月11日であった。国は、「控訴して判決を是正するまでの実益に乏しい」（小泉前法務大臣）として控訴を断念、判決が確定した。権力を維持するためには、司法ですら意のままにせんとした安倍政治の強権性が裁判で認定されたが国は控訴せずに確定したのである。当然、「黒川元検事長の定年延長のためではない」と主張した国の責任は厳しく問われなければならない。とりわけ、その強権を指揮していた菅元首相の官房長官時代の出来事であり、その責任は重大である。しかし、真相の解明を回避するために、国は控訴しないのである。

あるいは菅は、民主党政権と第二次安倍政権で5年半に亘って官房長官の秘書官であった中村格を使って、2015年4月に起きた伊藤沙織レイプ事件でもみ消しを図った。それは、被害届を出された警視庁高輪署が準強姦容疑で逮捕状を取ったが、当時の中村格警視庁刑事部長の命令で逮捕状の執行を見送ったのである。中村は、この論功行賞で警察庁長官まで上り詰めたが皮肉にも22年7月の安倍元首相の銃撃事件の警備の責任を取って事実上の引責辞任となった。

安倍政治は数を頼りに強権政治を続けた。それを支えたのが、菅を頂点とする官邸である。その一端がこの黒川裁判で明確になったのである。権力に都合の良い恣意的人事管理は許されるものではない。しかし、マスコミは判決の事実を伝えるのみで、政治責任の追求は皆無である。

この風景は、森友国有地売却事件と同様である。「書き換えたけど改ざんではない」とうそぶいた麻生は、佐川に責任を押しつけて処分し自分は居座った。「赤川ノート」が公表されても再調査を拒否した。そして、赤川裁判では1億円の損害賠償を支払って「認諾」をし、遺族の願いを踏みにじて真相解明に蓋をしたのである。

誰も責任を取らない政権であり、責任追及を放棄したマスコミである。その体制が継続しているのである。

新たに、石破政権となったが、自民党総裁選挙の渦中の9月17日に朝日新聞が、「安倍首相が2013年の参議院選挙の直前に自民本部の総裁応接室で旧統一教会会長ら幹部と面談していた写真」を報道した。同日のTBSの「News23」で小川キャスターから「教団との関係について再調査を行うか？」と問われた9人の総裁候補者は、誰一人として手を上げることなく黙りを決め込んだ。「政治と金」問題も含めて余りにも後ろ向きで消極的であり、「自民党の改革」などあり得ない事は明白である。

同時にマスコミも、政治の腐敗をもたらした統一教会、政治と金を巡る「安倍政治の総括」もなく、アベノミクスがもたらした国の有り様の変質に対する責任を追求することなく、あろう事か腐敗の元凶である麻生、菅に岸田を加えたキングメーカー争いを田崎史郎

が「したり顔」で解説をする。これが報道の常となっている。この国に懸けるものがあるのだろうか？

6 現代版昔話 北山村をご存じだろうか？

北山村は、北は奈良県、南は三重県に接した和歌山県の飛び地である。村の97%を山林が占め、昔から良質の吉野杉に恵まれ林業が盛んであった。切った木は、北山川を利用して筏にして新宮市に運び市場に提供する事から経済的な結びつきが強かった。

1871年の廃藩置県の際、新宮市が和歌山県に編入されると聞いた村人が「是非私達も」と希望したために飛び地になったと言われている。「平成の大合併」で合併話が持ち上がったが、村は、単独の道を選んだ。

そんな自然豊かな北山村の村人の庭にゆずともスダチとも違う柑橘の木があった。江戸時代からこの地方に分布していたゆずと九年母、紀州みかんなどの自然交配種で、世界でもここにしか自生していない珍しい「香酸柑橘」である。とても酸っぱいが、「変だけど独特の風味がある！」「鬼も逃げるほど(邪気を払うほど)酸っぱい」ことから「じゃばら(邪払)」と名付けた。村は村おこしにしようとは本格的に栽培し販売したが、売り上げが伸びずに赤字続きであった。

村は諦めかけていたが、じゃばらの果実をたくさん買っていく人に理由を聞いたら、「じゃばらが花粉症にとっても効く」と回答があった。村は半信半疑ながら花粉症モニター調査を行ったところ、46%の人が「花粉症に効いた」という結果で一気に話題になった。2008(H20)年には、「じゃばらで花粉症の諸症状(くしゃみ、鼻づまり)が改善されたと岐阜大学医学部から学会報告され、その後も、東京家政大学、東京医科歯科大学、開業医による臨床研究が行われ、花粉症への有効性が裏打ちされた。

2023(R5)年11月にはじゃばらの新加工施設も完成し、じゃばら事業は今では村の基幹産業として人口約400人の村を支えている。

優れた地域振興の事例である。じゃばらの花粉症への有効性が成功の理由である。加えて「ふるさと納税制度」が後押しとなった。実質2,000円で花粉症対策ができる事から、じゃばらは、村の財政に多大な貢献をしている。村の令和6年度の当初予算における村民税は7,790万円である。今年3月村議会の施政方針によると「ふるさと納税制度が開始された平成20年から令和4年度までの15年間で総額55.7億円となる。この内、ふるさとむらづくり基金として積立てた額は、17.9億円。令和元年度より基金を取り崩して、教育・子育て、医療・福祉、地域振興などの事業や、新じゃばら加工施設の建設に充てている」と述べている。令和4年度一般会計決算によると27.9億円の歳入の内、国や県に頼っていない自主財源が59.9%と、5年連続で全体の半分以上を超えている。また自主財源の内、ふるさと納税などによる寄付金が約60%を占めている。村の総務課に聞いた23年度末における基金残高は、12.36億円である。村の村民税の16年分弱に相当し、401人の村民で割ると一人308万円の預金があることになる。

ちなみに、令和5年度の村への寄付は、6.3億円、6年度の村の村民税の流出額は、181,811円である。

ここまでならば、「みんな幸せに暮らしたとさ」で現代版日本昔話としてハッピーエンドになるのだが、問題はこんな裕福な村に対しても毎年地方交付税が出ている。令和4年度決算の地方交付税は、6.89億円(歳入の24.7%)が交付されているのである。

さらに、村にとっては貴重な基金であるが、寄付した人の自治体から見れば、住民税の流失で行政サービスが低下している。住民税は様々な行政サービスの対価であり、サービスの原資になるが使われずに基金として蓄財化されているのである。こんな不公平な制度はない。

7 負け組のその後

1) 三重県四日市市は長年、税の流出に苦勞し22年度にはついに8億円を超える水準にな

った。このため、ふるさと納税の企画やPRを担う戦略プロデューサーを年収1,000万円で募集をして全国の注目を集めた。23年度の市の流出額10.46億円、22年度の受入額は0.87億円で9.59億円の赤字であったが、戦略プロデューサー採用の成果はあったのか？

23年度の四日市市のふるさと納税の受入額は、2.4億円の増の3.27億円であった。一方、24年度の流出額は、1.22億円増の11.67億円であった。差し引き8.4億円の流出である。これをどう見るのか、3.7倍になった受入額は大きな成果であったが、「流失に歯止めがかかった」とは言える水準ではない。何もしなかったよりはましであるが、四日市市にとっては8.4億円の流失は引き続き重い負担である。

2) 東京都千代田区は、皇居や、国会、首相官邸、裁判所などの官公庁やメガバンクや大企業の本店があり、人口は6.8万人であるが、昼間人口は85万人になる。法人関連税を中心に豊かな区と言われている。千代田区はこれまで、「ふるさと納税は、都市部の税収が流出するだけの制度になっている」として特別区長会を通じて国に見直しを求め、返礼品を提供してこなかった。ところが、令和6年度の住民税の流出は、19.79億円と一般会計予算の住民税186.9億円の1割を超す水準となった。このため区は、引き続き国に見直しを求めつつ、「税収の減少を少しでも挽回するために都市型のふるさと納税の可能性に挑戦する」として、区内のレストランやホテルで使えるデジタル商品券や区の歴史や文化を感じられる体験メニューや食品などを返礼品に今年の10月から税の争奪戦に参加することを表明した。

総務省によると、2024年10月以降に返礼品を提供しない自治体は全国およそ1800の内14自治体が「返礼品無し」の孤高を守っている。

互いに税を奪い合う弱肉強食の世界。最早、制度を止めなければ小手先の対応では限界があり、都市部からの税の抽出は続き、地方税への信頼性や公平性は担保できない水準に到達している。

8 終わりに

あろう事かアメリカの大統領選挙でトランプが返り咲いた。「移民がペットを食べている」と平気で嘘を言い、人権も民主主義も眼中になく、唯々アメリカ(自己)ファーストを掲げる男が、米国の大統領になったのである。近年の異常気象の対策としてCOP29が開催されたが、再びアメリカがパリ協定からの再離脱が想定されるなどその影響力は我が国を始め、世界に及ぼすものであり、他国の事ながら無視できるものではない。

早速、石破首相も祝電を入れ、早期の会見を確認したようであるが、朝貢外交とさせてはならない。同時に、トランプと話ができる人として、安倍の意思を引継ぐ高市政権の実現をめざす、右派の台頭も来年の参議院選挙に向けて危惧される。

また、アナログ人間である私にはよくわからない世界だが、SNSによる影響である。都知事選挙による石丸氏の二位当選、兵庫県知事の出直し選挙は、「マスコミの敗北とSNSの勝利」と言われている。要は、SNSによる情報、価値観の拡散が若者を中心に斎藤知事を再当選させたことである。一步間違えば、フェイクであっても短時間に情報が拡散する恐ろしさである。これにAIによるフェイクが加わったらどうなるのだろうか。国民の情報に対する読解力が問われる時代になった。

この困難な時代の中で我が国に懸けるものがあるのだろうか。しかし捨てるわけにもいかない。私にはSNSでの発信は無理だが、「税は何のために、誰のためにあるのか」を愚直に私の方法で問題提起したい。

資料編 2023年度のふるさと納税の現況

1 8月2日総務省は、24年度の「ふるさと納税に関する現況調査結果」を発表した。受入額の総額は、前年度比で額は約1.2倍の約1兆1,175億円に増額となった。件数も、約1.1倍の5,894.6万件で08年の制度発足以来15年連続の増加であった。

このうち、税務署への確定申告が不要で、減税分の全額が個人住民税から控除される「ワンストップ特例制度」適用分は、前年度比で額は1.18倍の約3,515.1億円、件数では、約1.17倍の2,048.2万件であった。

ふるさと納税によって、23年度に住民税の控除を受ける人は、1,000.2万人、前年比で1.12%の増である。これは、11年連続の増であり、4年連続で過去最高を更新している。「ワンストップ特例制度」適用分は、536.6万人であり、全体の53.6%を占めている。

2 23年度を受入額が多い時自体のベストテンは、①都城市(宮崎)193.84(195.93)億円、②紋別市(北海道)192.13(194.33)億円、③泉佐野市(大阪)175.14(137.72)億円、④白糠町(北海道)167.78(148.34)億円、⑤別海町(北海道)139.03(69.43)億円、⑥根室市(北海道)125.54(176.13)億円、⑦名古屋市(愛知)117.10(63.23)億円、⑧焼津市(静岡)106.8775.74)億円、⑨飯塚市(福岡)105.13(90.86)億円、⑩京都市(京都)100.06(95.08)億円、である。

昨年ベストテンであった富士吉田市(山梨)が14位、敦賀市(福井県)が16位、上峰町(佐賀)が17位となり、前年12位の別海町、14位の名古屋、11位の焼津市がベストテン入りした。

以降も同様であるが()の数値は前年実績である。

3 23年度課税における市町村民税の控除税額の多いベストテンは、①横浜市304.67(272.42)億円、②名古屋市176.54(159.26)億円、③大阪市166.55(148.53)億円、④川崎市135.78(121.15)億円、⑤世田谷区110.28(98.29)億円、⑥さいたま市100.69(89.69)億円、⑦福岡市96.51(85.04)億円、⑧神戸市92.64(84.57)億円、⑨札幌市89.74(79.51)億円、⑩京都市82.43(73.87)億円となる。

昨年とベストテンは全く変わらなかった。ベスト20も順位の変動はあるが、人口の多い都市の控除額が多い特徴は如実に表れている。

4 市町村税分と都道府県民税を合わせた個人住民税全体の控除額を都道府県別にみると、ベストテンは、①東京都1899.33(1688.01)億円、②神奈川県796.25(707.52)億円、③大阪府614.00(549.16)億円、④愛知県547.64(491.00)億円、⑤埼玉県445.44(390.69)億円、⑥千葉県426.24(373.87)億円、⑦兵庫県365.75(330.79)億円、⑧福岡県254.88(222.71)億円、⑨北海道203.95(178.96)億円、⑩静岡県168.46(144.80)億円であった。

順位は昨年と全く同じであった。以下、⑪京都府159.23(141.95)億円、⑫広島県128.52(114.15)億円、⑬茨城県117.59(103.02)億円と13都府県が100億円を超えている。

5 ふるさと納税の受入額から住民税の控除額を差引いて、ふるさと納税が「財政にどう寄与したか」を都道府県単位で対比した。受入額の方が多かった黒字団体は、①北海道1451.01(1273.94)億円、②宮崎490.83(441.16)億円、③山形400.3(381.89)億円、④鹿児島399.38(386.31)億円、⑤佐賀382.32(394.44)億円、⑥福岡360.16(328.18)億円、⑦山梨325.22(291.99)億円、⑧静岡289.05(184.05)億円、⑨新潟279.63(260.78)億円、⑩茨城256.60(154.82)億円である。

静岡と茨城がベストテンに入りし、⑪熊本246.71(242.68)億円、⑬長野195.80(192.97)億円がベストテンをはずれた。また岩手が、⑫207.06(155.97)億円と順位を上げた。

一方、控除額の方が多かった赤字団体は、①東京△1820.70(△1636.97)億円、②神奈川県△622.66(△544.41)億円、③埼玉△357.30(△313.71)億円、④大阪△243.81(△225.38)億円、⑤愛知△217.81(△240.03)億円、⑥千葉△211.53(△213.59)億円、⑦兵庫 △70.22(△62.2)億円、⑧広島△64.97(△64.80)億円、⑨奈良△39.77(△35.88)億円、⑩山口△0.11(△7.23)億円の10都府県であった。昨年赤字であった ⑪富山は3.16(△1.41)億円と黒字化を果たした。

6 23年度の住民税控除の総額は7682.31(6798.24)億円である。この内東京都は、1820.70(1,689.54)億円である。総額の23.69(24.85)%である。神奈川、埼玉、千葉の3県を加えた首都圏の額は、3567.26(3161.62)億円で、比率は46.43(46.50)%である。

人口の多い首都圏からふるさと納税による個人住民税控除総額の半分弱が移転している。大阪と愛知を加えると4728.9(4201.78)億円、率で61.55(61.80%)である。しかし、地方交付税の交付団体には、控除額の75%が補填される。実質的に東京を狙い撃ちにした制度である。